

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
災害廃棄物等の処理対策	【一般廃棄物処理施設の耐震化等】	
	市町村は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。	
	【災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等】	
	○ 市町村は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、発災時における応急体制の確保に努めます。 ○ 県は、市町村の災害廃棄物等処理計画の策定を促します。〔環境農政局〕	
	【発災時の相互協力体制の整備】	【連絡体制の確立】
	○ 市町村は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、発災時の相互協力体制の整備に努めます。 ○ 県は、市町村等とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討します。〔環境農政局〕	県及び市町村は「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。
		【ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握】
		市町村は、発災後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。
		【仮設トイレの設置】
		○ 市町村は、住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置します。 ○ 市町村は、備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討します。 ○ 県は、市町村から仮設トイレに関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行います。
		【し尿及びごみ処理】
		○ 市町村は、避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。 ○ 市町村は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討します。 ○ 県は、市町村からし尿又はごみ処理に関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行います。

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
		【災害廃棄物処理】
		県は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種別別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。